

(協力)

第6条 甲、乙及び丙は、それぞれの県内の関係機関とドクターへり搬送に必要な調整を行うとともに、訓練等の活動に相互に協力するものとする。

(その他)

第7条 協定及び本実施細目に定めるもののほか、甲、乙及び丙が運航事業を行うドクターへりの運航は、甲、乙及び丙がそれぞれ定める運航要領に準じるものとする。

(協議)

第8条 この実施細目に定めのない事項で特に必要が生じた場合は、その都度甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

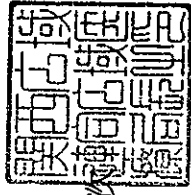
(効力の発生)

第9条 この実施細目は、平成30年7月1日から効力を有する。

この実施細目の締結を証するため、本実施細目4通を作成し、甲、乙、丙及び丁が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成30年6月5日

関西広域連合広域医療局長 木下 慎



愛媛県保健福祉部長 山口 真司



高知県健康政策部長 鎌倉 昭浩



高知県・高知市病院企業団

統括調整監兼事務局長 浅野 忠

